

# 令和2年度 地下水質測定結果について

水質汚濁防止法に基づき実施した令和2年度の地下水の水質測定結果を取りまとめましたので、お知らせします。

## 1 測定の概要

県内の地下水については、県及び秋田市が分担して水質測定を行っており、令和2年度の実施概要は表1のとおりです。

なお、地下水の調査は、その内容により、表2のとおり区分されます。

表1 令和2年度地下水質測定の概要

調査区分	測定地点数	測定項目数
概況調査	41	1,082
汚染井戸周辺地区調査	4	4
継続監視調査	28	106

表2 地下水の調査区分

調査区分	調査内容
概況調査	地域の全体的な地下水質の状況を把握するための調査
汚染井戸周辺地区調査	概況調査等により新たに発見された汚染について、その範囲の確認や原因究明のために行う調査又は、継続監視調査を終了する場合に、汚染範囲内で再度行う調査
継続監視調査	汚染が確認された地域で継続的に監視を行うための調査

## 2 測定結果の概要

### (1) 概況調査

41地点で測定を行い、横手市雄物川町砂子田の1地点で「砒素」が0.014 mg/Lと環境基準値(0.01mg/L以下)を超過しましたが、それ以外はすべて環境基準を達成しました。

### (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で砒素が環境基準値を超過した横手市雄物川町砂子田において、当該井戸及び周辺3井戸で測定を行った結果、当該井戸を除く全ての地点で環境基準を達成しました。同地区の周辺には汚染源になり得る工場又は事業場等が無く、周辺井戸の汚染も認められませんでした。当該井戸については、今後、継続監視調査を行います。

### (3) 継続監視調査

これまでの調査で汚染が確認された28地点で測定を行い、7地点で汚染物質が環境基準値を超過しましたが、他の21地点では環境基準値を達成しました。

## 【 参 考 】

地下水の環境基準値は、環境基本法第16条に基づき、カドミウム等重金属類やトリクロロエチレン等揮発性有機化合物など、28項目が定められている。

各測定地点における環境基準超過の評価は、全シアンは最高値、それ以外の項目は年間平均値による。